

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月1日発行
Vol.581

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

TEPCO

東京電力ホールディングス

中間指針第五次追補決定を踏まえた 避難等に係る精神的損害等に対する 追加の賠償基準の概要について

このたび、中間指針第五次追補や原子力損害賠償紛争審査会のご議論の内容、政府からいただいたご指導の内容等を踏まえた、追加でお支払いさせていただく金額等の賠償基準の概要について取りまとめましたので、お知らせいたします。

15ページをご覧ください。



「原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置」

原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置について、当面、令和6年3月末まで期間を延長するとともに、令和5年秋以降に制度適正化措置を実施する旨、国土交通省から発表がありましたのでお知らせします。

14ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・大悲山薬師堂で文化財防火訓練 ----- 2
- ・餅つき・イナボ飾りづくり --- 2
- ・厚生労働省
ARCALIS南相馬工場視察 ---- 3
- ・施設めぐり----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 7
- 双葉町 ----- 11

●NEXCO東日本

- ・原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置 ----- 14

●東京電力ホールディングス

- ・中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について ----- 15

1/29 目 大悲山薬師堂で文化財防火訓練

小高区泉沢の大悲山薬師堂で1月29日、消防訓練が行われました。

1月26日の文化財防火デーに伴って行われ、市消防団と南相馬消防署小高分署、地元住民らが参加しました。

浜通りに強風・乾燥注意報発令中に薬師堂覆屋の西側山林から火災が発生したとの想定で行われ、参加者は通報や消火の手順を確認しました。



1/27 金 餅つき・イナボ飾りづくり

原町区太田地区で1月27日、餅つきとイナボ飾りづくりが行われました。

世代間交流事業として開催され、太田小の児童と地区住民ら約100人が参加しました。

子どもたちは地域住民の手助けを受けながら、小正月の飾り「イナボ飾り」につける餅をつき、枝に飾り付けました。

この事業は例年の恒例行事として行われていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で一同に会して行う体験を見送っていました。



1/21 土

厚生労働省 ARCALIS南相馬工場視察

1月21日、厚生労働省事務次官の大島一博氏が下太田工業団地に建設中のARCALIS南相馬工場の視察に訪れました。

この工場では新型コロナワクチンなどの医薬品を生産する工場で、今年7月に竣工予定となっています。

この日は、衆議院議員の亀岡偉民氏、門馬市長も参加し、順調に建設が進んでいる工場を視察しました。



1/20 金

施設めぐり

市では、市内の公共施設などをバスで巡って見学し、市民の方に市政への理解を深めてもらう「施設めぐり」を1月20日に開催しました。

今回の施設めぐりでは7人が参加し、市消防・防災センターや福島ロボットテストフィールドのほか、小高交流センターやNIKOパークなどを見学しました。





南相馬市からのお知らせ

令和5年度南相馬市会計年度任用職員募集（随時募集）

1月26日HP更新

南相馬市では、令和5年4月1日から任用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは、1年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で勤務する職員です。

募集職種

技能労務員（クリーンセンター）	作業員（リサイクルプラザ）【障害者雇用枠】
消費生活相談員	保健師・助産師（保健センター）
看護師（保健センター）	専門技能員（高松ホーム）
看護師・准看護師（高松ホーム）	子育て支援センター補助員
放課後児童支援員	放課後児童支援補助員
調理員（保育園、こども園）	看護師・准看護師（保育園、こども園）
農業経営改善支援相談員	鳥獣捕獲専任員
事務補助（復興拠点施設）	学校介助員
調理員（学校）	学芸員
施設管理員（生涯学習センター）	司書
幼稚園預かり保育	医療専門事務（総合病院）
看護師・看護助手（総合病院）	診療クラーク（総合病院）
病棟クラーク（総合病院）	事務補助（総合病院：臨床工学科）
地域おこし協力隊（地域の編集長）	保育園・こども園介助員

注意 詳細は「会計年度任用職員募集職種（令和5年4月1日採用者 随時募集）」をご確認ください。

▶ 会計年度任用職員募集職種（令和5年4月1日採用者 随時募集） [PDF]
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/r5bosyuusyokusyuzuiji.pdf>



注意 応募にあたり、年齢制限はありません（一部、深夜業（夜勤）がある職種については、18歳以上となります。）が、地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人は応募することができません。

募集案内・申込書のダウンロード

募集案内・申込書は、総務課、市民課、各区市民総合サービス課およびハローワーク相双においても配布しています。

次ページへ続きます

- ▶ 会計年度任用職員募集要項（令和5年4月1日採用者 随時募集） [PDF]
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/r5kaikeinendobosyuuyoukouzuiji.pdf>



- ▶ 会計年度任用職員応募申込書 [Word]
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/kaininoubomosiomi.docx>



受付期間

1月25日～随時

注意 各職種につき、募集人数が満たされるまで

応募方法

総務課（市役所本庁舎3階）へ持参または郵送

【持参の場合】総務課（市役所本庁舎3階）平日午前9時～午後5時

【郵送の場合】送付先 〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
南相馬市役所 総務課 人事給与係

注意 提出書類は返却しません。

提出書類

- 会計年度任用職員応募申込書
- 資格・免許の写し

※ 「会計年度任用職員募集職種（令和5年4月1日採用者 随時募集）」の資格要件に、必要な資格が記載されています。

選考方法

書類審査、面接を実施します。面接日は後日連絡します。

任用期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間内（一会計年度を超えない範囲）

注意 勤務成績等の評価により、公募によらない再度の任用を連続2回（3年間）を限度として行う場合があります。その後も勤務を希望する場合は、再度、公募による選考となります。

注意 応募受付日などにより、採用日が令和5年4月1日以降になる場合があります。

次ページへ続きます 

給与等

- 毎月、給料のほか通勤方法などに応じ通勤手当が支給されます。（毎月21日）
- 勤務期間に応じ、期末手当が支給されます。（6月15日、12月5日）

休暇等

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）など
定期健康診断、ストレスチェックの適用があります。

問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222



みなみそうまチャンネル

南相馬市

電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

※パソコン視聴

番組内容 [1/27~2/3]

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 生涯学習チャンネル 楽しくたのけん体操を学ぼう！
- 22分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～田中 京子議員～
- 25分～ 相馬看護専門学校 戴帽式
- 36分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～太田 淳一議員～
- 40分～ 南相馬市×へうげもの マイナンバーカード申請促進策
- 43分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～中川 庄一議員～
- 46分～ 月刊図書館通信 2月号
- 55分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～鈴木 昌一議員～
- 58分～ 四季百景 ～南相馬山紫水明の間から～
- 64分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～田中 一正議員～
- 69分～ 空はつながっている 空から見る南相馬市
- 73分～ 未来を語る 南相馬市議会議員所信表明～細田 廣議員～
- 77分～ 南相馬見聞録 多珂神社
- 84分～ 南相馬市民の歌
- 88分～ リクエストアワーのお知らせ



みゆーまぐん



浪江町からのお知らせ

浪江町ホームページをリニューアルしました

1月26日HP更新



浪江町ホームページURL（変更はありません）
<https://www.town.namie.fukushima.jp/>



浪江町ホームページは、町民の皆さんをはじめ、すべての利用者にとって使いやすく見やすいホームページを目指して、令和5年1月26日にリニューアルしました。

このリニューアルに伴い、一部のURLが変更になりましたので、「お気に入り」や「ブックマーク」などに登録されている方は、お手数をおかけしますが、登録の変更をお願いします。

利用にあたりご不明な点やご意見がある場合は、企画財政課情報統計係までお問い合わせください。

※ ご利用のインターネット環境によっては、リニューアルの反映に時間がかかる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、その場合は時間をおいてから再度ご確認をお願いします。

※ サイト内検索を使うと、リニューアル前のページが検索結果に表示され、ページを開くと「お探しのページを見つけることができませんでした」となり、正常に閲覧できないことがあります。

検索サイト側で新しいホームページを認識するために時間がかかることから、サイト内検索の結果の正常な反映には数日かかる見込みです。

大変ご不便をおかけしますが、しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

問い合わせ

企画財政課 情報統計係

TEL 0240-34-0241

令和4年度第4回浪江町営住宅入居者募集

2月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 2月募集のお知らせ [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17758.pdf>

募集期間

2月6日（月）～2月17日（金） ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅 団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	1
	請戸住宅 団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	1
福島再生賃貸 住宅	幾世橋集合 住宅	RC5階建て	3DK	一般住宅	1
			1LDK	優先住宅 注意	-
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	1

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯（高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯）に限り申し込むことができます。

- 子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- 家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- 幾世橋集合住宅、請戸住宅団地は家賃のほかに共益費がかかります。
- 請戸住宅団地は家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

申込資格

住宅の種別により申込資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- 現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面で確認してください。
- 市町村の税の未納がないこと

次ページへ続きます

- 過去に町営住宅に入居していたことがある場合、家賃に未納がないこと
- 暴力団員でないこと

【災害公営住宅】（幾世橋住宅団地・請戸住宅団地）

平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方で、次のいずれかに該当する方

- 町内に居住する住宅がない方（申込者名義の住宅がない）
- 帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】（幾世橋集合住宅）

世帯の年間所得の月額が487,000円を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- 平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方
- 浪江町に移住する方

【町営住宅】（御殿南住宅）

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- 平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方
- 世帯の年間所得の月額158,000円 **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額214,000円

募集要項

【災害公営住宅】

- ▶ 幾世橋住宅団地募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16030.pdf>



- ▶ 請戸住宅団地募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16031.pdf>



【福島再生賃貸住宅】

- ▶ 幾世橋集合住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16032.pdf>



- ▶ 津島住宅団地（仮称）入居予定者選考募集

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/31466.html>



次ページへ続きます 

【町営住宅】

- ▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16033.pdf>

申込方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

- ▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16840.pdf>

- ▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>

- ▶ 給与支払証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>

- ▶ 退職証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>

※諸事情により申し込み後に辞退するとき

- ▶ 町営住宅入居辞退届 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>

申込先

【窓口・郵送】 住宅水道課住宅係 ※期間内必着
〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 各出張所（福島・二本松・いわき）

問い合わせ 住宅水道課 住宅係 TEL 0240-34-0232



双葉町からのお知らせ

町民の皆さまへ（町長メッセージ）

2月1日HP更新

令和5年の新しい年を迎えてから早いもので1カ月が経ち、1年中で一番寒い季節を迎えました。

元旦には、産業交流センターの屋上より水平線から昇ってくる初日の出を拝み、双葉町の復興と町民の皆さまの無病息災を祈願しました。

1月4日の仕事始めの式では、町のさらなる復興と町民の皆さまのご健康とご多幸を祈願し、双葉ダルマに目入れを行うとともに職員に対し、「去年は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除、役場新庁舎での業務開始と双葉町にとって歴史が大きく動く、まさに激動の年であった。本年は復興加速化元年と位置づけ、さらなる復興を目指し帰還環境整備に取り組んでいく。双葉町に戻って良かった、町に住んで良かったと思ってもらえるようなまちづくりを突き進めていきたいので、腰を据えて取り組んでほしい」と訓示を行いました。

また同日、東京電力ホールディングス(株)小早川智明代表執行役社長が双葉町役場を訪問した際に①福島第一原子力発電所の廃炉については、早期かつ着実な廃炉の実施、廃炉作業における安全対策の徹底②町民の被害実態に即した賠償の実施③双葉町の復旧・復興に向けた取り組みへの協力関係等について要求書を手渡しました。

1月7日は双葉町役場新庁舎において賀詞交換会を開催し、福島県選出の国会議員、双葉郡選出の県議会議員、町議会議員、行政区長、学校関係者等、多くの方々にご臨席いただきました。

また同日「令和5年 双葉町はたちを祝う会」を開催し、11人の二十歳を迎えた方々をお祝いし、記念品等をお贈りしました。

今年二十歳を迎えられた皆さんからは「双葉町の現状を積極的に発信し、復興のためにできることを続けたい」、「双葉への思いはいつも心の中にある」、「未来へ続く社会をみんなで作りたい」などの声が聞かれ、うれしく思うとともに皆さんの期待に応えられるようなまちづくりを進めていかなければと決意を新たにしました次第です。

1月7日、8日の両日には新春恒例の双葉町ダルマ市が、震災後12年ぶりにJR双葉駅前広場において盛大に開催されました。両日とも天候にも恵まれ、奉納神楽や巨大ダ



次ページへ続きます 

ルマ引き、ダルマ神輿、双葉町民俗芸能発表会、町芸術文化団体連絡協議会による芸能発表などが行われ、県内外に避難されている町民の皆さまや双葉郡内の方々、これまで双葉町に支援で来ていただいた方々など約3,200人の来場者で賑わいました。改めて、長期にわたる避難生活の中でも「夢ふたば人」の皆さんがいわき市においてダルマ市を絶やさず実施していただきましたことに対し心から感謝と御礼を申し上げます。これまでの長い道のを思い起こすと「ようやく双葉町に戻ってきたんだ」という感慨深い思いで胸がいっぱいになり、ふるさと双葉町でダルマ市を開催できたことの喜びをかみしめました。

今年の冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されていることから感染症予防対策に十分留意されますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

YouTube双葉町公式チャンネルから

令和5年 双葉町はたちを祝う会

1月7日(土)に双葉町役場新庁舎で「令和5年双葉町はたちを祝う会」が行われました。

成人年齢の引き下げに伴い「成人式」から「はたちを祝う会」に名称を変え開催されたこの会には、今年度二十歳を迎える11人の皆さんが各地の避難先から集まりました。

<https://youtu.be/7ssZDZ3aZNU>



令和5年東日本大震災双葉町追悼献花場の設置について

2月1日HP更新

双葉町では、本年3月11日に東日本大震災により犠牲になられた方々への哀悼の気持ちをささげていただけるよう、以下のとおり追悼献花場を設置します。

日時

3月11日（土） 午前9時～午後4時（午前9時開場）

会場

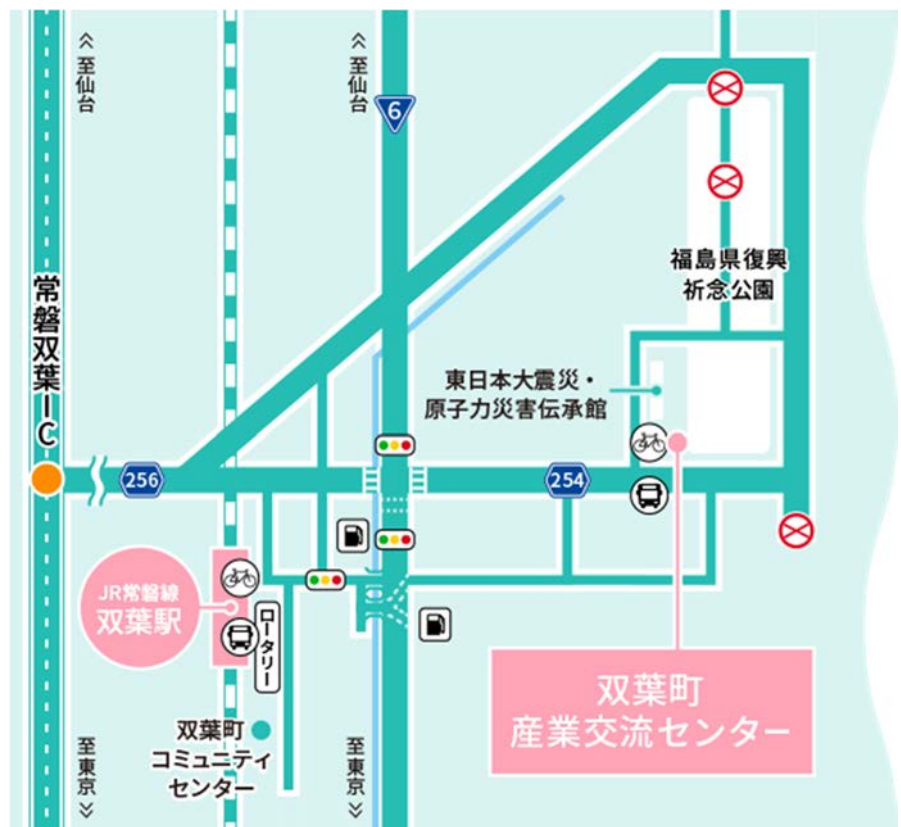
双葉町産業交流センター 大会議室（双葉町大字中野字高田1番地1）

内容

- ご遺族の方々をはじめ、多くの方々により会場内に設置した祭壇への自由献花
- 午後2時46分に当会場において、黙とうを行います。

その他

- 会場内での新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組みますので、ご来場される皆さまにおかれましても、感染対策へのご理解とご協力をお願いいたします。
- 供花、供物、香典などのご辞退申し上げます。



問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

「原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置」

令和6年3月31日まで延長され、ふるさと帰還通行カード更新時の申請手続きが導入されます。

原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置について、当面、令和6年3月末まで期間を延長するとともに、令和5年秋以降に制度適正化措置を実施する旨、国土交通省から発表がありましたのでお知らせします。

国土交通省 令和5年1月31日記者発表内容（概要）

- 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、令和6年3月31日（日）まで延長。
- 一方、制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう、以下の措置を実施。
 - ・ 令和5年秋以降に更新予定のカードから更新時の申請手続きを導入し、利用目的を確認。
 - ・ 被災時に一部の地域（※）に住所を有していた方については、無料措置の対象走行は、更新時に申請していただく区間のみ。
 - ※ 田村市、南相馬市（旧警戒区域及び帰還困難区域を除く地域）、伊達市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡柵葉町、双葉郡川内村
- 具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細等は、決定次第お知らせ予定。

（記者発表内容全文はこちら）

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001626.html



1. 無料措置の実施期間

旧) 令和5年3月31日（金）24時まで

新) 令和6年3月31日（日）24時まで

2. 令和5年4月1日以降のご利用について

現在ご利用いただいている「ふるさと帰還通行カード（桃色）」は、引き続き令和5年4月1日以降もご利用いただけますが、令和5年秋以降にカードの更新が予定されております。

具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細等については、今後決定され次第、当社からもお知らせします。

3. 無料措置の詳細については、別紙をご参照ください。

（別紙URL）

https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/cms_assets/pressroom/2023/01/31/01.pdf



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

中間指針第五次追補決定を踏まえた 避難等に係る精神的損害等に対する 追加の賠償基準の概要について

2023年1月31日

東京電力ホールディングス株式会社

福島復興本社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

昨年12月20日、原子力損害賠償紛争審査会において「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下、「中間指針第五次追補」）が決定されるとともに、文部科学大臣から「第五次追補を十分踏まえ、被害者に対する誠実な対応による迅速、公平かつ適正な賠償の実施」等についてご要請をいただきました。

また、与党東日本大震災復興加速化本部からの申し入れに加え、経済産業大臣からも「中間指針第五次追補を踏まえた迅速な賠償の実施」、「福島県県南地域および宮城県丸森町への対応」等についてご指導をいただきました。

このたび、中間指針第五次追補や原子力損害賠償紛争審査会のご議論の内容、政府からいただいたご指導の内容等を踏まえた、追加でお支払いさせていただく金額等の賠償基準の概要について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

中間指針第五次追補で示された内容のうち、今回お示しした内容以外の項目や受付開始時期等については、3月中を目途に改めてお知らせさせていただきます。

引き続き、国や自治体等の関係者の皆さまのご協力もいただきつつ準備を進め、できる限り早期にご請求の受付を開始して、お支払いが着実に実施できるよう、取り組んでまいります。また、従来どおりの請求書によるご請求方法に加えて、ご請求の際のご負担を少しでも軽減できるよう、一部のご請求について、ウェブサイトを通じてご請求いただけるよう準備を進めております。

次ページへ続きます 

被害を受けられた皆さまからのお問い合わせに対応させていただくための「ご相談専用ダイヤル」を、本日、開設いたしました。また、分かりやすい情報発信を目的に、損害額や対象区域等をご紹介させていただく「専用ページ」を、本日、当社ホームページに開設いたしました。

こうした取り組み等により、引き続き、被害を受けられた皆さまに対して丁寧な対応に努め、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。

1. はじめに

中間指針第五次追補にて新たに示された損害のうち、現在お示しできる賠償対象となる損害は、以下のとおりです。

なお、今回お示しした内容以外の項目や受付開始時期等につきましては、3月中を目途に改めてお知らせさせていただきます。

2. お支払いさせていただく対象

① 過酷避難状況による精神的損害

(1) 対象となる損害

過酷避難状況（放射線に関する情報が不足する中で、被ばくの不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと）による精神的苦痛を対象とさせていただきます。

(2) 対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方	対象期間	損害額
本件事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から半径20kmの区域にあり避難された方	本件事故発生から6ヶ月間	30万円
本件事故時点における生活の本拠が福島第二原子力発電所から半径8km～半径10kmまでの区域のうち、福島第一原子力発電所から半径20kmの区域外にあり避難された方	避難指示が出されていた期間 (本件事故発生から2ヶ月間)	15万円

② 避難費用、日常生活阻害慰謝料および生活基盤変容による精神的損害

<避難費用、日常生活阻害慰謝料>

(1) 対象となる損害

政府による避難指示等により、避難等対象区域[※]より同区域外へ避難し引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた方、および同区域内に住居があるものの本件事故時点に同区域外に滞在され、引き続き同区域外の滞在を長期間余儀なくされた方が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され生じた精神的苦痛を対象とさせていただきます。

※ 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」における「第3 政府による避難等の指示等に係る損害について」に掲げる政府による避難等の指示等があった対象区域

次ページへ続きます 

(2) 対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方	対象期間※	損害額
本件事故時点における生活の本拠が帰還困難区域にあった方、または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域にあった方	2017年6月～2018年3月	月額10万円

※ これまで2011年3月から2017年5月まで（75ヶ月間）を賠償対象期間として、損害額を750万円とさせていただいておりましたが、賠償対象期間を2018年3月まで10ヶ月間延伸し、100万円を追加してお支払いします。

<生活基盤変容による精神的損害>

(1) 対象となる損害

本件事故により、生活基盤が本件事故前の状況からかなりの程度毀損されたことにより生ずる精神的損害を対象とさせていただきます。

(2) 対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方※ (本件事故時点における生活の本拠が 以下のいずれかに該当する方)	対象期間	損害額
居住制限区域および避難指示解除準備区域（大熊町もしくは双葉町を除く）、楡葉町の緊急時避難準備区域にあった方	期間の定めはありません	250万円
緊急時避難準備区域（楡葉町を除く）にあった方		50万円

※ 本件事故時点における生活の本拠が、帰還困難区域、または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域に該当される方については、「移住を余儀なくされたことによる精神的損害に係る賠償のお取り扱いについて」（2014年3月26日お知らせ済み）にて「生活基盤喪失による精神的損害」と同様の損害を賠償させていただいているため、追加のお支払いはございません。

③ 健康不安に基礎を置く精神的損害

(1) 対象となる損害

相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害を対象とさせていただきます。

(2) 対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方	対象期間	損害額	
本件事故時点における生活の本拠が計画的避難区域もしくは特定避難勧奨地点にあった方、または福島第一原子力発電所から20km圏内にあった方のうち、避難等で計画的避難区域に一定期間滞在された方	子ども※1および妊婦※2の方	2011年3月～	60万円 ※3
	子ども※1および妊婦※2以外の方	2011年12月	30万円 ※4

次ページへ続きます 

- ※1 2011年3月11日～2011年12月31日の間に18歳以下であった方
- ※2 2011年3月11日～2011年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方
- ※3 「本賠償における3回目のご請求書類の発送等について」(2012年3月5日お知らせ済み)にてご案内させていただいた子どもおよび妊婦の方に賠償額40万円をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。
- ※4 「本賠償における3回目のご請求書類の発送等について」(2012年3月5日お知らせ済み)にてご案内させていただいた子どもおよび妊婦以外の方に賠償額8万円をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。

④ 精神的損害の増額事由【ADRセンターの総括基準を踏まえ中間指針第五次追補に示されたもの】

(1) 対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方		対象期間	損害額
	増額事由※2、※3		
避難等対象者※1の方のうち、右記①～⑤の増額事由に該当する方	① 要介護状態にあること ② 身体または精神の障害があること ③ ①または②の者の介護を恒常的に行ったこと	日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間のうち、増額事由に該当する期間	月額3万円 ※4
	④ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと		○乳幼児(満3歳未満)の世話をしていた方 月額3万円 ○満3歳以上小学校就学前の幼児の世話をしていた方 月額1万円
	⑤ 妊娠中であること		○本件事故時点で妊娠されていた方 妊娠月齢に関わらず一時金として30万円 ○本件事故以降に妊娠された方 妊娠期間中 月額3万円

※1 下記のいずれかに該当される方が対象となります。

- 本件事故が発生した後に避難等対象区域より同区域外へ避難し引き続き同区域外滞在を余儀なくされた方
- 避難等対象区域内に住居があるものの本件事故時点で同区域外に滞在され、引き続き同区域外に滞在を余儀なくされた方
- 屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた方

次ページへ続きます 

※2 中間指針第五次追補に示された下記の事由につきましては、現在検討中となります。

- ⑥ 重度または中等度の持病があること
- ⑦ ⑥の者の介護を恒常的に行ったこと
- ⑧ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ⑨ 避難所の移動回数が多かったこと
- ⑩ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

※3 増額事由に複数該当する場合の追加賠償額の算定方法については、改めてお知らせさせていただきます。

※4 「避難生活等による精神的損害（要介護者さま等への増額）に係る賠償について」（2014年1月17日お知らせ済み）にて個別のご事情に応じた賠償額（一人当たり月額1万円、1万5千円、2万円）をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。

⑤ 自主的避難等に係る損害

(1) 対象となる損害

本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域※1にあつた方のうち、放射線被ばくへの恐怖や不安により同区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に同区域外に滞在され、引き続き同区域外に滞在した場合を含む。）は、以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ・自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・避難および帰宅に要した移動費用

本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域にあつた方のうち、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら同区域内に滞在を続けた場合は、以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

※1 自主的避難等対象区域とは、以下の福島県内の市町村のうち避難等対象区域を除く区域となります。

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市

次ページへ続きます 

本件事故時点における生活の本拠が避難等対象区域（計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く）※2にあった方のうち、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら同区域内または自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合は、以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・同区域内または自主的避難等対象区域内に滞在したことにより、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等があり、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・同区域内または自主的避難等対象区域内に滞在したことにより、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等があり、生活費が増加した分があれば、その増加費用

※2 本件事故時点における生活の本拠が計画的避難区域もしくは特定避難勧奨地点にあった方、または生活の本拠が福島第一原子力発電所から20km圏内にあった方のうち、避難等で計画的避難区域に一定期間滞在された方につきましては、中間指針第五次追補を踏まえ、自主的避難等に係る賠償ではなく、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる「③健康不安に基礎を置く精神的損害」を賠償させていただきます。

(2) 対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方		対象期間	損害額
本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域にあった方のうち、自主的避難等対象区域外に自主的に避難 または自主的避難等対象区域に滞在された方	子どもおよび妊婦以外の方 ※1	2011年3月11日～ 2011年12月31日	20万円 ※2
本件事故時点における生活の本拠が避難等対象区域（計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く）にあった方※3のうち、同区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在された方		2011年4月23日～ 2011年12月31日	20万円 ※4

※1 子どもおよび妊婦の方については、従前にお示した賠償内容から変更がないため、追加のお支払いはございません。

※2 ①「自主的避難等に係る損害に対する賠償の開始について」（2012年2月28日お知らせ済み）にてご案内させていただいた子どもおよび妊婦以外の方に対する賠償額8万円、②「自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」（2012年12月5日お知らせ済み）にてご案内させていただいた子どもおよび妊婦以外の方に対する追加的費用の賠償額4万円をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。例えば、12万円（①8万円＋②4万円）をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補で対象となる損害額は20万円のため、8万円を追加でお支払いします。

※3 屋内退避区域または南相馬市の一部地域（「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」において「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」として扱うこととされた区域）に生活の本拠があった方は、避難の有無や避難先を問わずお支払いの対象とさせていただきます。

次ページへ続きます 

※4 「福島県の県南地域、宮城県丸森町および避難等対象区域の方に対する自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」(2013年2月13日お知らせ済み)にてご案内させていただいた「2.避難等対象区域の方に対する賠償」のうち、子どもおよび妊婦以外の方に対する賠償額4万円をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。

⑥ 福島県県南地域または宮城県丸森町における自主的避難等に係る損害

****省略します****

3. お支払いさせていただく賠償額

お支払いさせていただく賠償額については、前記「2. お支払いさせていただく対象」の各損害項目と同趣旨の損害について、直接請求手続、ADRセンターでの和解の仲介手続または訴訟などにおいて、賠償金をお支払い済みの場合は、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いさせていただきます。

4. ご請求の受付

ご請求の受付開始時期やご請求方法については、3月中を目途にお知らせさせていただきます。

また、従来どおりの請求書によるご請求方法に加えて、ご請求の際のご負担を少しでも軽減できるよう、一部のご請求について、ウェブサイトを通じてご請求いただけるよう準備を進めております。

5. お問い合わせ先など

中間指針第五次追補決定に伴うお問い合わせに対応させていただけるよう、「ご相談専用ダイヤル」を開設し、分かりやすい情報発信を目的に、賠償対象区域や損害額等をご紹介させていただく「専用ページ」を当社ホームページに開設いたしました。引き続き、被害を受けられた皆さまに対して丁寧な対応に努め、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。

(1) 中間指針第五次追補決定に係る精神的損害等の賠償に関するご相談専用ダイヤル

開設日 : 1月31日(火)

電話番号 : 0120-926-470

受付時間 : 午前9時～午後7時(月～金[除く休祝日])

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

(2) 中間指針第五次追補決定における精神的損害等の賠償に関する専用ページ

開設日 : 1月31日(火)

https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/index-j.html



次ページへ続きます 

【別紙2】 区域毎の追加賠償例 (子供・妊婦以外の方※1)

生活の本拠の確認により賠償
避難等の状況確認により賠償

表内の「1F」は、福島第一原子力発電所の略称で、「2F」は福島第二原子力発電所の略称となります。

【単位：万円】

標準追加賠償額・賠償項目 本件事故時点における生活の本拠		中間指針第五次追補等 賠償項目							
		標準 追加賠償額 ^{※2}	過酷 避難	避難費用、 日常生活阻 害慰謝料	生活基盤 変容	健康 不安	自主的 避難等に 係る損害	増額 理由 ^{※4}	
避難等対象区域 (圏内)	1.警戒区域 1Fから20km圏内	①帰還困難区域および 大熊町・双葉町	130	30	100	—	(30)	(20)	※3
		②居住制限区域または ③避難指示解除準備区域	280	30	—	250	(30)	(20)	※3
	2.計画的避難 区域 1Fから20km圏外	①帰還困難区域	130	—	100	—	30	—	個別 確認
		②居住制限区域または ③避難指示解除準備区域	280	—	—	250	30	—	
	④特定避難勧 奨地点	南相馬市	30	—	—	—	30	—	
		川内村	30	—	—	—	30	—	
		伊達市	22	—	—	—	30	—	
	⑤緊急時避難 準備区域	2Fから8km～10km圏内	65	15	—	50	—	(20)	
上記以外の区域		50	—	—	50	—	(20)		
⑥屋内退避区域および南相馬市の一部		16	—	—	—	—	20		
圏外	⑦自主的避難等対象区域	8	—	—	—	—	20	—	
	⑧福島県南地域および宮城県丸森町	6	—	—	—	—	10	—	

※1 本件事故時点における生活の本拠が表内①～⑧の区域にあった方のうち、2011年3月11日～2011年12月末の間に18歳以下であった方、および2011年3月11日～2011年12月末の間に妊娠されていた期間がある方を除いた方の追加賠償額の例になります。

※2 賠償項目について、直接請求手続やADRや訴訟などにおいて既に同趣旨の損害を賠償させていただいている場合には、中間指針第五次追補等を踏まえお支払い済みの金額との差額を賠償させていただきます（表内の薄黄箇所は、過去直接請求手続による自主的避難等に係る賠償をしていた場合の差額（追加賠償額）になります）。

※3 本件事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から20km圏内にあった方のうち、2011年3月から2011年12月末までの期間に避難等により計画的避難区域に一定期間滞在された方については、健康不安に係る金額（30万円）をお支払いさせていただき、自主的避難等対象区域に避難または滞在された方については、自主的避難等に係る金額（20万円）をお支払いさせていただきます。但し、両区域に避難された場合においては、健康不安に係る金額をお支払いさせていただきます。

※4 精神的損害の増額事由は、該当する方が対象となります。

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

TEPCO 1

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2023.2.1現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
合計	24	57

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511